翻訳

フィリップ・サニャック著

「フランス革命における民事立法」(37)

フランス近代法研究会

結局、それが主な方法の一つであるが、彼らによれば、もつに違いない論拠により、委員会の草案を攻撃した。演説者にとってみれば、草案は聖職者から教会財産を奪うものであるとモーリは叫んだ。そして、その財産の剥奪は、「土地均分法[①](la loi agraire)に基づく全ての反乱」を合法とするための不吉な先例である。[1] 教会土地の世俗化の原則を認める者の中でさえ、マルエ[②]とグレゴワール[2][③]のように、貧困者のみならず、国民全体に害を及ぶすことになるであろう大いなる不合理があると主張した。聖職者の日々の精進に必要な僅かばかりの土地を、農村の主任司祭や助任司祭から取り上げることになるであろう。

委員会は、国家にとってより上位の利益を他のすべてに優先されるべきだと主張した。しかし、(「最大多数の最大幸福」を最終目標と言う意味での)功利性の確立によって方向づけるべきであろうか。その法案は正しいのかそうでないのか、それが問題であった。[3] ところで、高位聖職者の弁論によれば、古い諸法律の保護のもとにあった従前からの協約を犯すことは疑いようがなく、同法案は、真っ向から公平に反するものとなるであろう。

こうした長い議論のあと、多くの議員はペンでしか参加することができなかったのだが、一一月二日、憲法制定国民議会は、教会財産の国有財産への転換を採択した。[4] ただし、原則は認められたものの、抵抗はやまず、例によってその矛先が国有化の帰結に対して向けられるようになった。議会のデクレが歪めて解釈される。教会財産を名残惜しむ者たちは、

世俗化（国有化）が、賛成九一四票対百十一票の圧倒的多数で可決されたとしても、それは二つの条文の分かちがたい連結によるものと受け止めた。すなわち、この二つの条文は、一方では聖職者の財産を国家に委譲しつつ、もう一方では、主任司祭の職にある者に対し、住居（の便宜供与）を考慮することなく、少なくとも千二百リーヴルの手当てを支給するというものであった。だからこそ、主任司祭・神父らは、委員会案が聖職者の全体利益と司祭の固有の利益を認めたので、全員が一団となって賛成票を投じたのであった。

　これに加え、デクレは、教会財産を国家の所有にしたのではなく、単にその「利用」に委ねたにすぎないと付言している。すなわち、国家は、それらの財産を譲渡する権限を有しないが、それらからの収益を配分する権能（le pouvoir）だけを有する、と巧妙に結論づけられている(5)。国家の権利を制限し、かつ、財産の管理を聖職者に残そうとすることが試みられたのである。聖職者は、教会財産の所有者であり、かつそれを保持し続けるのは国民である、と言うがままにさせていた。

　最後に、高位聖職者は、国民議会が（今までの）デクレを撤回し、主任司祭の土地の譲渡を承認しなくなるであろう、という噂を広げさせた。それは、土地の売買を遅延させることしかできなかったのだが(6)。

　同様に、詭弁家のような解釈のみ成り立ち得るこれらの抵抗を前にして、革命家たちは、第一に、「聖職者と呼ばれる特殊な同業者団体という考え方そのものにいたるまで抹殺すべき」であり、第二に、「教会者財産と呼ばれる物が存在する限り、必ずやこの考え方が残存するはずである。」からためらうことなくこれらの財産の管理を取り上げるべきであると強く宣言した(7)。聖職者問題委員会は、両党派に配慮して「折衷案」による解決方法を選択した。そして、ランジュイネの（発行する）機関誌で、聖職者問題委員会は、教会財産の管理をディストリクトに委ねるのではなく、聖職者に委ねたままの方がより賢明でより安上がりに済む、と宣言した(8)。これは、改革を損ねかねないものであった。どうして、多くの施策の実行をそれに反対している聖職者に委ねることができようか。トレイヤールの懇願によって(9)、一七九〇年四月十一日彼自身の持論を転載し、必然的な解決方法は、最終的には優位に立つ。

過渡的段階をうまく乗り切り、個人の諸権利、個人財産を尊重し、現在の名義人の用益権を尊重することに唯一かかっている。すなわち、それらが獲得されたときに確立された法律によらないで、それよりも後の法律に依存し、立法者によって次々にと採用された基準に依拠してしまうならば、それはあらゆる所有権の原理を揺り動かしてしまうものになるであろう(10)。以上が議会のデクレであった。議会は、国有財産の四億を売却し、さらなる譲渡を期待させ、教会財産の管理を県とディストリクトに委ねた(11)。次いで、議会は、過去を清算するために暫定的な手段でとりかかった。

聖職者は、一七八九年一一月以来、教会財産の売却に反対し続けてきた戦いをかつてないほど激しく展開した。表現力に富む表題を付された多くのパンフレットが発行された。たとえば、「フランス人よ、あなた達はだまされている。詐欺師を逮捕せよ」というパンフレットは、農民層の間に警戒感を広めた。マンモルトは、貧しい人々の所有である。それらを資本家に、相場師に与えようとしている。そうなると不幸な人々はどうなるというのだろうか。もはや彼らを救う者は、誰もいない。「フランス大革命は、金持ちおよび土地所有者層にとってよりも、むしろ社会の貧しい人々にとって、はるかに有害なるものである。」

アルザスの聖職者身分のある議員は、州民(people de cette province)に次のように述べた。「教会財産が売却されれば諸君らは物乞いに身を落とすことになるだろう。なぜならユダヤ人たちが諸君の耕している土地を手に入れることになるからだ(12)」。聖職者は国有財産の売却に干渉することによって(事態を)混乱させた。聖職者は、自らが恐れている強奪について、その後に恐れ狂うであろう止どまるところをしらない投機的売買について、また、ここではユダヤ人が、またいたるところで金持が、土地を買い占めるであろうと、保有農、定額小作による借地農そして貧者にむかって説教した。このような財産を手にしても、心の安らぎは得られるものではないと心やさしい信徒に思わせようとした。同時に、彼らは自らの特権を手ばなすことなく、カトリック的、福音的、そしてローマ教会的な信仰の維持に有利なように世論をかき立てた。すなわち、教会財産の問題と国民の信仰上の統一の問題とを結合させ紛糾させた。しかし、これらすべての反抗も無駄であった。

三

団体所有地 (La propriété corporative) は、原則的には廃止された。憲法制定議会は、団体の主要財産、すなわち教会司教区の神学校の財産、そして王領地と親王采地を廃止したところであった。小教区教会、聖堂区に属する作業所、施設の財産は残した。また、教育の施設、施院、病院と慈善施設の財産は残した。[13] 一七九二年から一七九三年までは、これら全てのその財産は、次第に国有（財産）と宣言された。革命家は、団体的所有財産を至る所で廃止しようとした。立法議会及び国民公会は、コレージュの財産を取り上げ[14]、そして病院を住居に置き換えて施療院と病院の財産の売却を宣言した。[15]

最後に、立法議会のもとですでに（その傾向がみられていたが）、とりわけ国民公会のもとでは、多数の個人財産が没収され、これにより国民財産の総量が増大するに至った。それは、革命フランスのすべての敵、すなわち亡命者と政治的に有罪とされた者の個人財産権であった。

一七八九年以来、フランス革命により、三〇億リーヴル相当に匹敵しうるフランスの国土のかなりの部分が国有とされた。[16] これらの財産の譲渡手続きは、どのようにおこなわれたのであろうか。

一　国家は、ふたつの主要な目標を提案した。ひとつは、国庫を再建することにより健全な財政秩序を確立すること、もうひとつは、「特に地方住民の中に土地所有者を増加させ、（国家にとって）実り多い成果を上げること」[17]。一七九〇年五月一四日のデクレは、譲渡（処分）委員会(Comité d'aliénation)の名においてデレイ・ダジュールによってなされた報告に基づいており[18]、このふたつの目標によく応えている。同デクレは、まず土地区画の細分化により、とりわけ農地（耕作地、牧草地、ブドウ畑）の取得者を優遇したのである。すなわち、大土地所有は、可能な限り再分割されなければならず、一部の競りが全体の競りに等しいものを招くものとなる。[19] 一個の土地の分割が優先されなければならなかった。次いで、代金の支払いを容易化することにより、同デクレは土地取得者を優遇した。つまり、競落の時から二週間以内に競落金の一二パーセントを支払えば足り、競りによる取得者は、残代金を一二年間の年賦払いで弁済すればよかったので

ある。[20]

従って、小規模な土地の所有権の取得を望むどんな耕作者でも、（その者が）その地において正直者として知られているならば、容易に手に入れることができる前払金をもって、またごく僅かの年月内に、その取得代金を支払う手段を、その労働の成果にまたその収穫物に見出して、その目的を果たすことができるであろう。[21]」

他面からみると、「せり売りの熱狂に依拠する」競売制度において買主に与えられている支払いの便宜は、買受申出人の数の増大、土地価格の高額への引上げ、臨時金庫の充足だけを実現することができた。個人と国家とは、ともにこの立法で得をした。

しかし、国有財産の一部を貧困者のために留保しなければならないのではないか。ドゥ・セルーノ、ラ・ロシュフコー＝リアンクールがこれについての提案をした。[22] これは、一七八九年にすでにボンセールが要望していたことであり、またシャロスト侯爵、ボンセールおよびドゥ・ラ・ヌーによる一七九〇年五月二七日の報告に触発された王立農業組合の願望でもあった。

本稿の翻訳にあたっては、野田良之『フランス法概論』上巻（有斐閣、一九六〇年）、J.ゴデショ（瓜生洋一他訳）『フランス革命年代記』（日本評論社、一六八九年）、*Grand Dictionnaire universel du XIXe siècle*, *Paris. Petit Robert II SML-le Robert 1980. Grand Dictionnaire Encyclopédique Larousse.* を参照した。

また、訳文中（　）を付したものは、訳者が適宜補ったものである。さらに、改行についても必ずしも原文通りではなく、これも、訳者が適宜行ったものである。

原注

（1）モーリ、三六巻原注[11](Archives parlementaire., 以下 *A.P* と略す)に続く四二九頁引用。（原書一六五頁(3)

（2）マルエ、前掲九巻四三四頁から四三七頁。グレゴワールは、順風美俗、貧困、農業（改善）のために、主任司祭に土地財産の基金の設置を要求する。

（3）カミュ：「その事業は、国家にとっては有用だが、果たして正当だろうか？」

（4）Duvergier, I. 64.（以上、原書一六六頁1・2・3）

（5）一七八九年一一月二日のデクレへの注および考察（remarques)。Arch.nat. ADxviii c., t.17, piece 1°. 四頁の注参照。「多数の賛成

投票者が提案されたデクレの法文(rédaction)のうちに、教会財産に関する法文が、国家に帰属する旨を規定していたならば、他の意見を持ったであろうと述べている。Arch.nat. ADxviiic., t.16 et17 の中には、その聖職者の意見に対する賛否両論を展開した非常にたくさんのパンフレットが見出される。

(6) ソンム県アム近郊、エムリー・アロンの司祭兼村長、プロミオンの手紙。一七九一年一月一九日付。聖職者委員会の回答では、国民議会が反対の解決策をとるなどありえないことであり、これらの風聞は、国家(la chose publique)に敵対する者によってしか伝播することはないとされる。Arch.nat. Dxix 27(n° 417)。

(7) トレイヤールの意見、一七八九年十二月十八日、同書、t.17, piece12 およびその動議。

(8) ランジュイネによる「トレイヤールの動議の検討を含む聖職者問題委員会報告」一七九〇年、同書、t.17, piece1.「諸君に対して申し立てられたこれらの他の理由に関して言えば、すなわち、聖職者の特殊な団体という考え方まで抹殺しなければならない。またこの考え方は聖職者故の占有に根拠をおいている。さらにこの占有は、聖職者制度という社会の悪弊を永続させようという期待を持ち続けさせるであろうし、デクレの執行に対して耳をかさないという一種の抵抗の準備をするであろう。当委員会は、これらの異論には、心とことばによるまやかしと純然たる詭弁しか見いださなかった。」行政上の管理に要する費用が予算収入の大部分を費消してしまうであろう。(以上、原書一六七頁1・2・3・4)

(9) AD xviii. c., t.17. piece 29.

(10) 聖職禄受領者の用益に関するコンドルセ候の考察。同上、書類

七、デュポン・ド・ヌムールの原理と見解。同上、書類一六の最後。

(11) 四億(リーブル)の国有財産譲渡(所領と教会領)。一七八九年一二月一九日のデクレ第一〇条(*Duvergier*, I.86).一七九〇年三月一七日のデクレ(同上144)。一七九〇年五月一四日のデクレ(同上201)。「デパルトマンおよびディストリクトとそれらの行政府の管理に託された」教会財産の管理。一七九〇年四月一四日および二〇日のデクレ第一条(同上一七八頁)。国有財産の管理について。タレーラン、一七九〇年六月一三日 *Moniteur*, I, 623 参照。(以上、原書一六八頁1・2・3)

(12) ヴレセネショセ管区の教区付聖職者および修道院付聖職者の苦情(一七八九年一二月三日)、Bibl.nat.Lb^{39}2617.「フランス人よ。あなたたちはだまされている。」Lb^{39}2911, 1516, 21-23. *Moniteur*, フォリオ版第二巻四一八頁(ナンシー司教の説教)「したがって、この思想の理論全体を信徒の諸君らに示せば、次のようになる。最も手っ取り早い手段によって、ガリカン教会の財産を資本家と投機家のために奪え。」同上第二巻五三四頁、五六六頁。同上第二巻一二〇六頁―一二〇七頁(一七九〇年一〇月一七日)。アルザスの聖職者は、自分たちの教会財産は、一七八九年一一月二日のデクレに含まれないと信じさせようとした。一七九〇年一〇月一七日のデクレ参照。

(13) 一七九〇年一〇月二八日のデクレ第一条(Duvergier, I, 487)しかし、乞食行為対策委員会は病院の売却を必要なものとみなしていた。「その譲渡は、憲法の体系に起因するからである。」、第三報告の一〇頁から一四頁、ADxiii c. 153。

(14) 一七九二年八月一八日のデクレ、第二章:一七九三年三月八日

―十日のデクレ。(以上、原書一六九頁1・2・3)

(15) 一七九三年三月一九日のデクレ第五条。一七九三年六月二八日。共和暦二年花月二九日。しかし、共和暦三年実月九日(一七九五年八月二六日)のデクレは、施療院の財産の売却を猶予した。共和暦四年芽月二四日(一七九六年四月一七日)のデクレ第五条は、これまでのデクレを停止。最後に共和暦五年葡萄月一六日(一七九五年一〇月七日)のデクレ第五条は、施療院にその財産と金利所得を送還する。

(16) アムロ、Arch, nat., DVI, 58 前掲箇所を参照。

(17) 一七九〇年五月一四日―一七日のデクレ。同デクレの提案理由。

(18) ド・デレイ・ダジェの報告、ADxiii c.t.18.

(19) 五月一四日のデクレ第三章、第六条。一七九〇年八月一二日―二〇日の指令、第五章三によれば、「県(ディストリクト)行政府に対し、小土地所有の取得を容易にするようにいくら命じてもしすぎることはない。ここでは、それが事業のひとつの眼目なのだから、その小土地所有の実現に向け、行政執行の諸手段が特に集中されなければならないのだ…」(Duvergier, I, 351).

(20) 同上、第三章第五条。風(水)車、工場の取得者は、競売代金三〇パーセントを二週間以内に支払い、家屋については二〇パーセント、農地については一二パーセントを支払う。(以上、原書一七〇頁1・2・3・4・5・6)

(21) ラ・ロシュフコー。譲渡委員会の名における報告。ADxiii c.t. 一八。

(22) ラ・ロシュフコーの提案。Moniteur, IV, 623. ラ・ロシュフコーの乞食行為対策委員会第四次報告(一七九〇年七月)。A.P., XXVIII, 440。「国民議会は、…… 所有権者の人数を増大させて貧困者を無慈悲に迫害することができる。…… 国有財産に属する二千万アルパンの土地が、土地不毛、沼沢地または慣習の圧力を理由として利用されずに放置されている。貧困者がその労働により、その労働の成果の一部によって取得し、耕作している土地、またこれらの者が肥沃にした土地の一部を譲渡し、それにより取得し、耕作している土地は、永久に貧困からこれらの者を防衛するであろう。……」(以上、原書一七一頁1・2)

訳注

①バブーフは、社会の目的は「共同の幸福」であると宣言する。革命は、すべての市民に「享受の平等」を確保しなければならない。だが、私的所有は、必然的に不平等をもたらし、他方、いわゆる「農地均分法」つまり土地所有の平等分割は「一日しか持続しえない」(均分実施のその翌日から不平等がまた現れるだろう (G.ルフェーブル「1789年―フランス革命序論」高橋幸八郎他訳(岩波書店)三八七頁)。

②瓜生洋一他訳 ゴデショ「フランス革命年代記」(日本評論社)二五七頁、人名小辞典「マルエ」参照。前注①ルフェーブルの八八頁~八九頁には、マルエとネッケルのやりとりが出ている。また、箕作元八の「フランス大革命史」(二)一一三頁~一一四頁には、マルエに関する記述がある(講談社学術文庫版)。

③同上書二四八頁。人名小事典「グレゴワール」を参照。バルザックの「農民」には、登場人物の一人を「グレゴワール猊下のように」という文言がある。原文の註によると、グレゴワールは、デュボワ夫人と、今でいう事実婚の関係で暮らしていた、とある。

パリ6区には、ラベ・グレゴワール通りがある。ヴォージラール からシェルシュ・ミディを横切り、セーヴル通りに出る。

＊お詫びと訂正

前号「フランス革命における民事立法（36）」につきましては、原注が欠落しておりました。ここにお詫びして追加掲載致します。

「フランス革命における民事立法（36）」

原　注

（1）トレヤール，一七八九年一〇月二三日。（Archives parlementaire., 以下 *A.P* と略す）第九巻四九〇―四九一頁。*A.P* は ADxv111 c.t.17―19 に集められた国民議会の議事日程にしたがって印刷された聖職者財産に関するすべての議論を再録している。

（2）トゥーレの報告 *A.P.* 第九巻四八五頁。（以上、原書一六二頁1・2）

（3）タレイランの意見 Arch.nat., ADxvIII c.t.16, piece 20.

（4）一七八九年一〇月一〇日 *A.P.* 第九巻三九八頁。シャセ前掲四九五頁。

（5）タレイランは、教会財産の世俗化に対して大いに貢献した。デュラン＝マイヤンヌ『国民議会教会関係委員会の護教的歴史』を参照。

（6）デュポン・ドゥ・ヌムールの意見。一七八九年一二月。Arch.nat., AD xv111 c.t.17;
トゥーレ（Thouret), *A.P.* 第九巻四八五頁。これらすべての議論は、すでに以下の書に掲載されている。セルボル（一七七〇）、一二一頁およびそれ以下。

（7）バルナーブ（Barnave）、A.P.第九巻四二四頁。ガラ弟（Garat jeune）同書五一八頁。タレイランの意見 Arch.nat., ADxviii c.t.16, piece 20, 九頁。（以上、原書一六三頁1・2・3・4・5）

（8）*A.P.* 第九巻、四一六頁。ミラボーの発言と比較せよ。ミラボーは、トゥーレのような区別をしていない。所有権は、「法律によって取得される」財産である。それ故、国民は教会財産の所有者なのである。

（9）*A.P.* 第九巻四八七頁。「国家の内部において、すべての団体は、自然的存在であり、国家・社会的個体である。」（以上、原書一六四頁1・2）

（10）*A.P.* 第九巻四一五頁以下。

（11）モーリ、一七八九年一〇月一三日。*A.P.* 第九巻四二八頁。「これらの寄進がなされたのは、いささかも国民、すなわち聖職者自身、病院、共同体といった法人にすぎないものではない。さらにまた、公の礼拝に対してでもない。すべては、遺贈した寄進者とそれを受領した特定の教会の間の個別的なものであった。」『フランスにおける教会財産の所有権に関する問題』。Arch.nat., AD xv111 c.t.16; piece11. (164　PP.)。（以上、原書一六五頁1・2）

（代表＝白石裕子、会員＝今村与一、瓜生洋一、江藤价泰、貴田　晃、森田悦史＝五十音順）